

Q3. 治療ガイドラインは必要でしょうか？

A3.

うつ病の治療法の中核的な部分については、すでにガイドラインと言えるものも存在していますが、ご指摘のごとく、今後さらに国（厚労省）や関連学会が、気分障害に関する治療のガイドラインを策定・整備していくことは急務であると考えます。スタンダードな治療法につき、専門家内で意見をとりまとめ、それをプライマリケア医や一般の人々に広く啓発していくことは、当学会の役割としても重要と認識しており、気分障害治療ガイドライン作成委員会を組織しました。また既に、診療教育委員会、双極性障害委員会、抗うつ薬の適正使用に関する委員会などで、さまざまな活動を行ってきています。

しかしながら、一方で、ガイドラインはあくまでも基本的な治療の流れや原則論を述べたものであり、実際の臨床現場で必ずしも万能ではありません。いかなる診療科でもそうですが、特に精神科医療においては個人差が大きく、例外的な事例は少なくありません。加えて、うつ病への薬物療法や認知行動療法の有効性には一定の限界があることにも留意が必要です。うつ病を含めた精神科疾患においては、個々の患者さんの所見やニーズに沿って、個別のきめ細かい対応をしていくことが重要です。あくまでもガイドラインを踏まえた上で、その患者さんに合った最良の治療の組み合わせを模索していくことが臨床医の役割であるといえます。